

# SGマークの使用について

一般財団法人製品安全協会

製品安全協会では、主としてSGマーク付き製品の製造事業者、輸入事業者、販売事業者等がSGマークを製品に貼付する以外に、自社の製品カタログ、広報誌、ウェブサイト等にSGマークを使用しようとする場合には、当該事業者等からの申請により、その使用を認めています。

SGマークの使用を希望される場合は、以下の手続きを行ってください。なお、内容によっては使用を許可できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 SGマークの使用を認める場合の要件

次の(1)及び(2)の要件を満たしている場合には、SGマークの使用を認めることとしています。

- (1) 使用目的がSGマーク制度の正しい理解、普及に寄与するものであること。原則として、使用するSGマークの近くにSGマーク制度の説明文を付記すること。
- (2) 以下に掲げる「不正使用」の行為のいずれにも該当しない場合であること。
  - ① SGマークの使用にあたって商標権を侵害する行為
  - ② 協会の名称、認証結果等を不正に表示することにより事業者又は製品について消費者に優良誤認を与える行為
  - ③ その他協会及びSGマーク制度の信頼を著しく損なうと認められる行為

## 2 申請書類

申請に当たっては、使用目的、掲載内容、発行部数・時期を記載ください。書式は自由です（別紙参考参照）。

## 3 申請先・問合せ先

一般財団法人製品安全協会 総務部

〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2階

Tel : 03-5808-3301 Fax : 03-5808-3305

E-mail [mail@sg-mark.org](mailto:mail@sg-mark.org)

(参考)

年 月 日

一般財団法人製品安全協会 殿

事業者等名

代表者

ご担当者名

印

## SGマークの使用許可申請について

標記について、以下のとおりSGマーク等の使用許可を得たいので、申請します。

### 記

1 使用目的

2 掲載内容

(掲載例)

SG マークは、製品安全協会が定める SG 基準に適合するものとして認証された製品に表示される安全・安心のマークです。SG マーク付き製品の欠陥により人身事故が発生したときは賠償措置が講じられます。

3 発行部数及び時期

※ 必要に応じ、関係資料を添付してください。